

石井としひろの「館山市政かわら版」

(令和元年7月29日発行)

敏 宏

館山市議会議員

三中問題と図書館問題



1、館山三中の建替えと学校統廃合

① 三中建替えに伴う二中との統合はやむなし



市行政より、耐震不足で建替えを急ぐべき館山三中の今後の方針が示されました。その大枠は新聞等で報じられた通りですが、

1 三中新校舎の建替えについて国から補助金を確保できる見通しがようやくついたので、教育長・市長など市行政で今後の方針を固め、今年5月下旬に保護者に連絡をし、同時期に議会も説明を受けた。なお、耐震不足が判明した時から5年間も費やしてしまった。

2 令和3年に三中生が二中校舎に入り、同一校舎内で別々の学校というわけにはいかないので両校は統合。本来、三中建替えと統合は別物であったが、二中校舎以外に三中生が移る場所の選択肢はなく統合せざるを得なくなった。なお、長期的に見れば統合した方が良いので、統合の前倒しという意味も持つことになった。

三中生は速やかに移動させたいところであるが、同時に学校・生徒保護者の準備に一定の期間を要することから、約1年半を準備期間とする。

3 令和6年に統合した学校として、現二中校舎から現三中の場所にできる新校舎に移る

という形になります。

議会として最終判断をするのは、通常は市長から予算案や条例案が提出された時になります。

(※ 一般の方々には知らない人が多いのですが、たまに議員でも知らない人がいます。例えば、船形バイパスの建設計画が決まったのは平成24年度の予算が議会で可決した時であり、その後も毎年予算は通っているので、

やる・やらないの議論は決着済みなのです)

ただ、三中生が耐震不足の校舎からなるべく早く移動しなければならないという前提があり、もしこの行政の方針に総論反対あるいは大幅変更を迫るということであれば、議会としても行政から議案が出るのを待っているわけにはいかず、議会として意見を集約し行政に対して申し出るべきでしょう。

そして、個々の議員についても、過去5年間において市政における最重要案件だったわけで、一般人よりは多くの情報を持っているはずですから、日和見をしていないでもう態度を示すべきだと思います。

私の考えとしては、教育長と市長ら行政の方針に総論賛成です。両校の統合に対する反対が多いことは理解しておりますが、それ以外に有効な選択肢は現時点においてなく、三中生の移転が急ぐべきことである以上、対案なき無責任な反対や、いたずらに議論を引き伸ばすことはできないからです。ただ、有効な選択肢が速やかに見つければ、自分の意見を改めます。

② こうなってしまったプロセスには問題あり

6月下旬から7月上旬にかけて、市行政から保護者等に対して4回の説明会があり、私はそのうち3回に出席し、最初から最後まで、合計9時間くらいじっくりと市民の意見を聴いていました。

これまでのプロセスについては、「耐震不足判明から5年間も費やしてしまったこと」「PTA等に相談してこなかったこと」について教育長が何度も反省の弁を述べていましたが、やはり問題があったと思います。

また、議会としても、私もそうですが、個々の議員では「説明会を早くやるべき」「4つの中学の再編を早期に決めるべき」「三中生を早く二中に移すべき」などという意見が出されていましたが、議員たちの意見を集約し“議会としての要望”を行政に伝えることができなかったことについて反省点があると思います。なお、旧南高校舎を三中生の移転先にできないかという意見もありましたが、耐震不足などの理由で無理な話でした。

これまでの市政のあり方は、「行政として方針が決まるまで情報を積極的には提供しない。なぜなら市民に混乱を招くから。そして議会は行政で決まったことをそのまま追認」というパターンが多く、一般市民が政策を決めていく過程において意見を言う機会は少ないものでした。

しかし、政策決定過程にも市民の意見を取り入れていくことを趣旨とする市民協働条例が今年4月に施行された以上、学校統合についても、行政・議会とも市民の意見を積極的に聴く努力がより求められると思います。

2. 図書館の民間委託？の問題

①なぜ図書館の運営を業者に丸投げ？



76年の長い歴史を持つ館山市図書館を、全面的な民間委託である「指定管理者制度」にしようかという検討が市行政において進められています。簡単に言えば、民間業者に図書館の運営を丸投げするという検討です。

この検討過程については市ホームページなどで一定の公表はなされていますが、議会に対して詳しい説明はありません。ケースバイケースですが、有識者や関係者などで構成される審議会において行政の方針を固めてから、議会に条例案・予算案として出して、その際に初めて議会が詳細な説明を受けるというパターンも多いのです。たいていの審議会は10名程度ですから、多くの市民が何も知らずに物事は決まっています。

市行政としては、「慣例どおりやっている。重要事項と判断したものは事前に議会に説明しているし、記者会見などで市民に対しても公表している」ということになるのでしょう。三中問題についてはプロセスとして明らかにおかしいのですが、この図書館問題については前例から見ると、おかしいとは言えないかも知れません。

しかし、来館者は年間で延べ約6万人、貸し出し冊数は約15万という利用者の多い施設ですから、もっと一般市民を巻き込んだオープンな議論ができた方がいいと思います。当初は私も図書館は民間委託でもいいのではないかと考えていましたが、調べてみたところ、民間に任せることはできず、行政が直営で運営を続けていくべきだと考えを改めました。

②図書館の自由に関する宣言

館山市図書館にも「図書館の自由に関する宣言」のポスターが貼られているわけですが、これは戦前の図書館が政府の検閲にあって、政権にとって都合の悪い図書を廃棄してしまった歴史の反省によるものです。

宣言には『図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする・・・図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。』とある通りで、この公的使命を営利企業に丸投げすることはできません。だから図書館は公設公営が原則であり、行政が直営で運営するのが当然のことなのです。

③実は図書館職員には高度な専門性が必要

図書館の自由に関する宣言

1979年改訂(主文)

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する。
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する。
- 第3 図書館は利用者の秘密を守る。
- 第4 図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

公益社団法人 日本図書館協会

図書館の使命は全ての国民に「知る権利」を提供することですから、利用者から「〇〇についての資料を見たい」という要望を受けたら、ベストだと思える書籍を探して案内するサービスがあります。これは「レファレンス」と言って、図書館職員の最も重要な任務です。また、限られた予算のなかで資料を選んで揃える目利きも求められます。

指定管理の期間は5年を設定することが多いのですが、次の5年を続けられる保障もないことから、民間企業の採用は期限を定めた非正規雇用が多くなり、専門性を備えかつ地域に根ざした職員が継続的に図書館業務にあたるのが難しいのです。

そもそも図書館は法律で利用は「無料」と定められているので、営利企業に運営させるメリットがありません。営利に徹する場合は、人件費を減らすことと、サービスを減らすのが得策という負のインセンティブも働きます。サービス維持のためには、ガチガチの契約を結ぶ必要がありますが、その場合も融通は利きません。

現在、図書館に指定管理者制度を導入している市町村は20%弱と少なく、日本図書館協会も平成29年3月に「図書館への指定管理者制度の導入は、問題点が多く、なじまない」という見解を公表しています。

石井としひろ 略歴
昭和47年2月26日生まれ。
館山二中、安房高、立教大学法学部卒業。平成23年4月に館山市議会議員に初当選。



<発行者> 石井敏宏

〒294-0038 館山市上真倉320-2

TEL&FAX: 0470-23-7738

携帯: 090-1557-5515

メール ishiitoshihiro1@gmail.com

ブログ <http://ameblo.jp/ishiitoshihiro/>